

検討事項のまとめ

これまでの本研究会における議論を踏まえ、成田国際空港（株）と日本空港ビルデング（株）について必要となる具体的な措置に係る検討事項をまとめたもの。

成田空港

1. 完全民営化後の成田国際空港株に対する規制（行為規制／資本規制）は、いかにあるべきか。

（論点）

1) 行為規制について

政府出資がなくなることを踏まえ、行為規制について一定の緩和を図るべきか。

資料 A 「完全民営化された株式会社に対する規制状況」

代表取締役や監査役の選任・解任に係る規制の扱いをどうすべきか。

資料 B 「民間会社に対する人事規制の例」

安全保障上の観点から、法令や航空管制の運用による何らかの対応が必要か。

地域共生の観点から、何らかの対応が必要か。

2) 資本規制（大口規制、黄金株）について

以下に例示するような事態が発生しないようにする観点からの措置は必要か。

) 短期的な利益追求のみを目的として所要の設備投資を行わない、又は、首都圏における空港容量の逼迫解消に意を払わない等により、成田空港の機能維持・向上に支障を生じかねない事態

) 特定の者の意向が事業運営方針に強く反映される等、空港の公正かつ平等な運営の確保に支障が生じかねないと認められる事態

) 安全保障の観点から空港の管理者に課せられている義務・責務に意を払わない等、我が国の安全保障に支障を生じかねない事態

空港会社の運営上、一定の重要事項について政府の意に反する決定がなされないことを担保する観点からの措置は必要か。

資料 C 「資本規制について」

2. 成田国際空港(株)の完全民営化については、段階的に行うべきとの意見があるが、これについてどのように考えるか。

(背景)

2010年に予定されている成田空港のB滑走路北伸事業完成及び羽田空港の再拡張事業完成を踏まえ、首都圏における成田空港と羽田空港の一体的活用による国際航空需要への具体的対応(両空港への国際線の展開のあり方等)について検討すべき課題が未だ残っていること。

北伸事業及び再拡張事業によっても、首都圏における空港容量は概ね10年後には満杯になると予想されており、成田空港については、更なる空港容量の拡大に向けて検討すべき課題が未だ残っていること。

空港反対派の住居や耕作地が未だ敷地内に存在し、空港の運用に制約を余儀なくされている等、成田空港の完全空港化に向けて解決すべき課題が未だ残っていること。

資料D「首都圏空港に係る航空政策」

(論点)

- 1) 株式の完全売却を行う時点をいつ頃と見込むべきか。
- 2) 途中段階の政府の株式保有割合をどう設定すべきか。
 - ・ 国の会社に対する支配権を确实ならしめることを重視する場合は、1/2以上とすることが適当か。
 - ・ 一方、会社の自主性をできる限り確保する観点からは、より少ない割合(例えば1/3以上)とすることが適当か。

資料E「政府の株式保有が義務づけられている法人に係る行為規制」

- 3) 完全民営化を段階的に実施することとする場合、途中段階において政府が株式を保有している間、成田国際空港(株)に対する規制(行為規制/資本規制)はいかにあるべきか。

行為規制について

-) 株式の政府保有の義務付けを踏まえた行為規制が必要になるのではないか。

資料E「政府の株式保有が義務づけられている法人に係る行為規制」

-) 安全保障及び地域共生の観点については、1-1)に同じ。

資本規制（大口規制、黄金株）について

- ）政府保有株式の売却後においても、空港の公正・平等な利用、安全保障、情報管理等の観点から、大口規制や黄金株の導入は必要か。
- ）なお、大口規制や黄金株の導入が後出し規制にならないようにするためには、株式売却の開始に先立って当該規制等を導入することが必要か。

羽田空港

日本空港ビルディング㈱は、旅客ターミナルビルのみを運営・管理しており、かつ上場済みという点において、成田国際空港㈱と異なっている。なお、旅客ターミナルビルは、滑走路等の空港基本施設と共に空港機能の一翼を担う公共性の高い施設である。

以上の点を踏まえた上で、日本空港ビルディング㈱に対する規制（行為規制／資本規制）はいかにあるべきか。

（論点）

- 1) 日本空港ビルディング㈱は、空港機能施設事業者として、空港法上の行為規制の対象とされ、空港の設置・管理に関する基本方針に従った事業運営が義務づけられている。
- 2) 敷地が国有地であることから、国有財産管理に係る行為規制の対象にもなっている。

資料F「日本空港ビルディング㈱に係る現行規制」